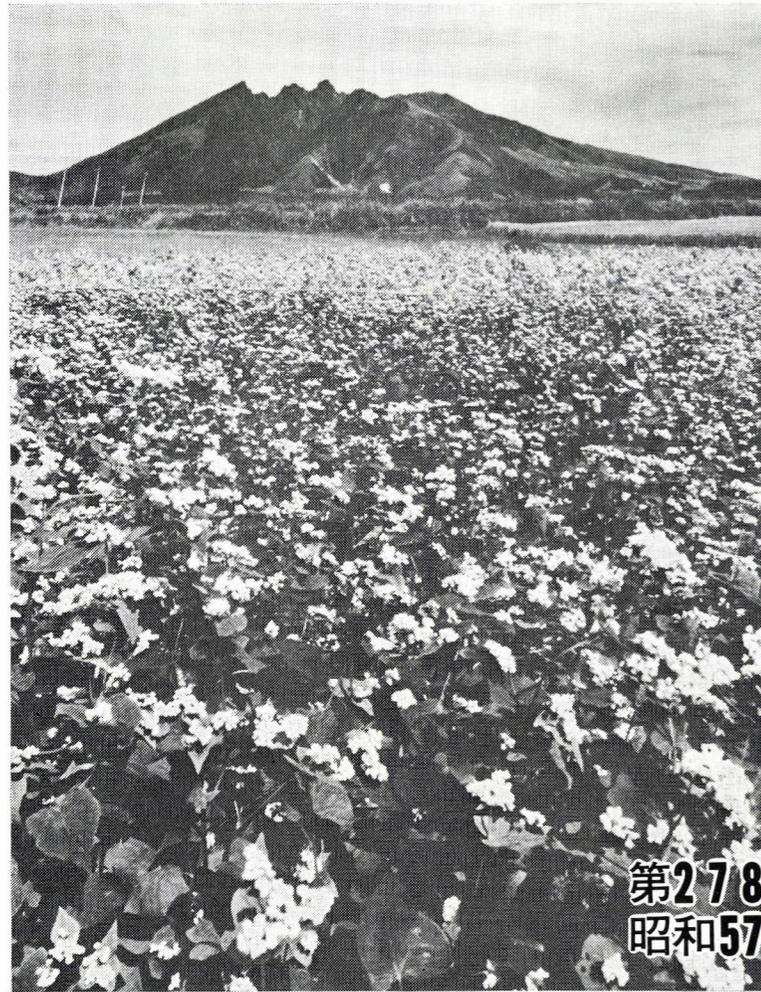


# 広報 たかもり

発行 阿蘇郡高森町役場 TEL (高森局09676) ②1111【代表】

人口				
— 8月31日現在 —				
9,272人	男	4,504人	女	4,768人
世帯数	2,605			
転入	33	出生	10	
転出	21	死亡	9	



第278号 昭和57年

# 10月

秋ソバの花真つ盛り

秋の高原を吹き抜ける風は、膚寒ささえ感じさせます。また、日暮れの訪れも早くなりました。短かい秋の一日——。いま根子岳山麓では真白いソバの花が、精いっぱい日差しを受けて咲き乱れています。高さ三十センチほどの茎の上に「白い淡雪」をのせたソバの花が、深まりゆく秋に、また一つの風情をそえています。ソバの花畑は、まさに白いジュウタンを敷きつめたようです。

秋ソバの花真つ盛り

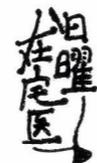
〃国鉄高森線を利用しましょう〃

### おもな内容

- ☆ 九月定例町議会ひらく……………(2)
- ☆ 町花・町木はヒメユリにヤマザクラ……………(3)  
老人交通安全クラブが誕生
- ☆ 国民年金の仕組みを知ろう……………(4)~(5)
- ☆ 母子健康センターのご利用を……………(6)
- ☆ 田崎画伯の「画碑」建つ……………(7)

火事・救急車は 119へ	11月3日	10月31日	10月24日	10月17日	10月11日	10月10日
立野病院	平田医院	東田医院	馬原医院	寺崎医院	上村医院	立野病院
⑧0111	②0216	②0309	②0646	②0378	⑤0336	⑤0336

診療は午前9時から午後5時まで



# 町民文芸

## 俳句

立直る曲りなりにも秋桜  
何時までも草に沈みて秋の蝶  
老の日を一日々々大切に  
秋の蚊の夕さり飛ぶや枕上  
さわやかさ百歳といふ伯母をもち  
老の秋夢路に浮ぶ事ばかり  
あきもせずたわむる子猫秋の庭  
祖母麓の短かき夏や黍の風  
帰る日の近き燕の列長し  
生ひ立ちの遅れし紫蘇も実を結び

馬原その女  
野尻 決  
瀬井 てる  
熊谷起代女  
草村あつ代  
熊谷 紫雲  
野尻 誓道  
草村 鶴代  
野尻 里女  
長友たつ子

## 肥後狂句

占領して 我が家はオモチャ部屋ばかり  
やかましか 黙って卵生んでくれ  
夏はええ 余るしこ有る豚の餌  
民 宿で 平家の悲話も良か着  
やかましか 時計の如ツア戻られん  
やかましか 伯母さん達ア学のある  
夏はええ アツバツパーにすっぱっぱ  
残念無念 あと十年な欲しかった

山村 不覚  
篠田 凡才  
浦塚 南天  
林田 一声  
岡本 琴司  
林 不忘  
石田 詩朗  
田上黙公子

## おめでたおくやみ

S57. 8.16~9.15 受付

出生			
(住所)	(保護者)	(出生児)(性別)	(出生)年月日
旭通	田邊 鶴芳	梓 女	57.8.2
旭通	堤 節雄	唯 人 男	8.23
昭和	渡邊 豊明	邦 宏 男	8.30

死亡			
(住所)	(遺族)	(続納)	(死亡者)(年齢)(死亡)年月日
横町	山本 六郎	母	山本 ツギ 91 57.8.16
旭通	長岡 常男	父	永岡 一郎 90 8.22
上在	中川登志子	夫	中川 行成 35 8.23
天神	甲斐ヤエノ	夫	甲斐 秋義 68 9.4
下切	甲斐 巽	父	甲斐 辰義 91 8.18
野尻	馬原 慶三	母	馬原マサ子 78 8.18

結婚		
(氏名)	(住所)	(婚姻届)年月日
夫 西坂 敏雄	高森・昭和	57.8.19
妻 (内田) 美紀子	飽託郡河内町	
夫 柿田 幸男	高森・津留	8.30
妻 (山本) 澄江	高森・津留	

- 〇町社会福祉協議会
- △香典返しにかえて
- ▽色見井上の住吉テルエさんから (夫、忠徳さん・63歳死去)
- ▽高森昭和の矢津田陽子さんから (父、規矩郎さん・79歳死去)
- ▽高森旭通の長岡常男さんから (父、一郎さん・90歳死去)
- ▽下切の甲斐巽さんから (父、辰義さん・91歳死去)
- ▽高森横町の山本六郎さんから (母、ツギさん・91歳死去)
- ▽高森昭和の竹林松子さんから (夫、力男さん・66歳死去)
- ▽芹口の赤星高義さんから (妻、ツギエさん・65歳死去)
- ▽高森上在の中川登志子さんから (夫、行成さん・35歳死去)
- ▽高森昭和の宇藤フジエさんから (夫、幸弘さん・53歳死去)
- ▽津留仲江の野尻マキさんから (夫、松男さん・57歳死去)
- ▽野尻河地の馬原慶三さんから (母、マサ子さん・78歳死去)
- △病見舞の返礼にかえて
- ▽色見の宇藤ハルエさんから
- ▽尾下の甲斐昭一さんから河原老人クラブへ携帯用の椅子十脚
- 〇その他の寄付
- ▽芹口の赤星高義さんから芹口老クラブへ金一封
- ▽高森上町の吉良嘉人さんから上町老人クラブへ金一封
- ▽高森横町の山本六郎さんから横町老人クラブへ金一封
- 〇老人クラブへの寄付
- ▽河原味鳥の後藤包さんから
- ▽矢津田の渡辺ソワさんから
- ▽高森下町の飯干千吾さんから





### 普及推進月間―折返し点に

# 国民年金の仕組みを知ろう

現在、わが国には厚生年金や船員保険など八つの年金制度があります。そのなかで、国民年金は年金諸制度のなかでは一番あとにできた制度で、農林、漁業者やサービス業などに従事している人とその家族を対象としたものです。十月、十一月は国民年金普及月間となっております。ここでは国民年金の仕組みについて説明することにしました。なお「国民年金法等の一部を改正する法律」が八月六日通常国会で成立し、同月十三日公布されました。改正された主な内容は別表のとおりです。

**加入対象者**……国民年金の対象者には、必ず加入しなければならぬ「強制加入者」と、本人の希望によって加入できる「任意加入者」とがあります。このうち、強制加入者は、農林漁業、商業、医師、弁護士など自営業を営んでいる人とその家族（ただし二十歳から五十九歳までの日本国内に住んでいる人）で、厚生年金や共済組合、船員保険などの被用者年金制度に加入していない人です。

一方、任意加入者とは①厚生年金や共済組合などの被用者年金制度に加入している人の配偶者（サラリーマンの奥さん）②昼間部の大学生③被用者年金制度の老齢年金や恩給を受けられる人とその奥さん④地方公共団体の議員とその奥さんです。ただし、この場合も二十歳から五十九歳までの日本国内に住所のある人に限られています。

**保険料**……国民年金は被保険料金によって運営されている制度です。そのため、加入した人は保険料を納めなければなりません。現在、一カ月五千二百二十円ですが、五十八年四月から一カ月五千八百三十円となります。なお、将来、より高い年金を受給しようと考えている人のために付加保険料の制度があります。それは一カ月四百円です。

**保険料の免除**……生活が苦しいために保険料を納められない人は保険料が免除されます。これには法定免除（国民年金の障害年金、障害福祉年金、母子または準母子福祉年金の受給者、または生活保護の生活扶助を受けているときなど）と申請免除（生活保護法の医療扶助を受けているとき、または所得がないうとき、または保険料納付が困難なときなどに免除を申請し、知事が承認した場合）があります。保険料が免除されると、免除期間は加入期間に含まれるものの、年金額は保険料を納付したときの三分の一となります。このため、将来、保険料の納付が可能となった場合に、十年前までについてはその当時の保険料で納付できるという制度が設けられています。なお、この免除制度は強制加入者に限り適用されます。

## 障害、母子年金も正され支給アップ

### 月通常国会で成立

料を納められない人は保険料が免除されます。これには法定免除（国民年金の障害年金、障害福祉年金、母子または準母子福祉年金の受給者、または生活保護の生活扶助を受けているときなど）と申請免除（生活保護法の医療扶助を受けているとき、または所得がないうとき、または保険料納付が困難なときなどに免除を申請し、知事が承認した場合）があります。保険料が免除されると、免除期間は加入期間に含まれるものの、年金額は保険料を納付したときの三分の一となります。このため、将来、保険料の納付が可能となった場合に、十年前までについてはその当時の保険料で納付できるという制度が設けられています。なお、この免除制度は強制加入者に限り適用されます。

## 国民年金の種類

**老齢年金**……老齢年金は、二十五年以上保険料を納めた人が六十五歳になったときに支給されます。年金額は通常千六百八十円に保険料納付済月数をかけて算出されますが、普通、二十五歳納めた場合、年金額は五十六万五千円となります。なお、昭和五月四月一日以前に生まれた人は受給資格期間の短縮措置があり、年齢によって十年から二十四年納付して年金を受けられるようになっています。この場合、年金額は期間が短縮されているため通常に計算するより低くなるため、特別に加算されるようになっていきます。

このため、制度発足の昭和三十一年に任意に加入した十年年金グループの場合は、年額三十五万七千円、また、五年年金の場合は三十四万四千三百円がそれぞれ支給されています。

このほか、付加保険料を納めていた人は付加年金額が加算されます。また、老齢年金受給の資格のある人は、希望すると六十五歳にならなくても受給できます。逆に六十五歳を過ぎてから受給することも可能です。ただし、繰り上げ支給の場合は減額され、繰り下げ支給の場合は増額されます。



を掛けて算出されますが、普通、二十五歳納めた場合、年金額は五十六万五千円となります。なお、昭和五月四月一日以前に生まれた人は受給資格期間の短縮措置があり、年齢によって十年から二十四年納付して年金を受けられるようになっています。この場合、年金額は期間が短縮されているため通常に計算するより低くなるため、特別に加算されるようになっていきます。

# 高森百景

## 色見川

色見の川は濁かわぞ、ももぶちどのと祝われて、濁が九十九ぞ、百になれば毒蛇すむ、女濁男濁がつがいあう、

# 悲恋伝えるお千代濁



人をとるゆえはまつり(中略)神の清水ぞ この水で、神酒をつくれば みけかしぐ…下色見熊野座神社のみこし歌の一節です。余韻じょうじょう哀愁をおびたこの歌を聞くと、幼い日の想い出がよみがえります。

里人はこの川を館川(やかつ川)と呼んでいます。丸山に源を發し、堀田の濁をはじめ小の濁が連なり、神社下の濁の次の濁までの数を九十九と言ったものでしょうが、あるいはその濁が百番目の濁かも知れず、

「軒滴水をうがつ」という諺がありますが、ささやかな水の流れが、これほどの水槽を作り上げた経過を考えますとき、大自然の力と、歴史の古さに感嘆するのみです。

また神社前には、お千代濁というものがありません。今は土砂に埋もれて見る影もありません。この濁にまつわる悲恋物語りは、今日なお伝えられています。

七夕祭りがすんで、笹竹に結えた短冊が後片もなく散ってしまふ半夏生のころ、その竹の穂先を切って川に流す風習がありました。梅雨明けの半夏水の濁流が一気に、それを押し流します。織女の精霊送りという意味の行事でしょうか。

秋が過ぎ冬が訪れると、村人はそろそろ年越しの準備にとりかかります。色見川の細流は堅く凍って音も立てませんが、神社下の水源池のほとりには大勢の人が半切桶を持って集まり、田楽料理の材料となる里いも洗いでにぎわいます。谷の真清水汲み上げて、かしぐもろこし黍の飯、河童に持ご玉抜かれた話など、それもこれも遠い昔語りになってしまいました。

# 田崎画伯の画碑、建つ

南阿蘇国民休暇村  
熱心な地元の声の実現



建立された画碑の側に立つ田崎画伯

「阿蘇を描く画家」として知られる福岡県八女郡立花町出身の田崎広助画伯(九〇)東京都練馬区在住の画碑が、南阿蘇国民休暇村の正面玄関前に建立され、九月十一日、田崎画伯ら関係者約五十人が出席して除幕式がありました。

田崎画伯は半世紀にわたって阿蘇山をはじめ桜島、久住、浅間などの山を描き続けた「火の山画家」「阿蘇を描く画家」として広く知られています。昭和三十六年「夏の阿蘇山」で日本芸術院賞、五十年に文化勲章、日展顧問、一水会運営委員、芸術院会員。

この田崎画伯の画業を記念する画碑をゆかりの阿蘇に建設しよう

と、瓦林潔九州文化協会長、沢田一精熊本県知事、岩下雄二熊本県文化懇話会世話人らが発起人となって画碑建設実行委員会が結成され、建築家と知られる光吉健次九大工学部教授の設計で建立が進められていきました。

画碑は高さ一・三五メートル、幅一・五メートル、中央には有田焼の「磁彩画」(縦六〇センチ、横七〇センチ)と自筆の「わが阿蘇山」と題した碑文がはめ込まれています。

除幕式には、田崎画伯も東京から駆けつけ、阿蘇の景観を切り取った磁彩画との対面に感慨深げにじっと碑に見入っていました。

通算老齢年金

わが国には八つの年金制度があり、受給資格を得るためには二十年から二十五年も加入しなければなりません。しかし、現実には職業を変更することも多く、一つの制度で受給資格を得るのは難しくなっています。そこで、各年金制度の加入期間を合計して二十年または二十五年となると年金が受給できるようにしたのが通算老齢年金制度です。たとえば、共済組合に五年、厚生年金に八年、国民年金に十二年加入すると、通算され、六十歳から共済組合と厚生年金が支給され、六十五歳になるとさらに国民年金からも支給されるということになります。またサラリーマンの奥さんの場合、国民年金の保険料を一年以上納付している、国民年金に任意加入しなかった期間も通算期間に含まれるため通算老齢年金が支給されます(ただし、任意加入しなかった期間は年金額に加算されません)。

障害年金

国民年金加入期間中に、病気やケガによって身体障害者となった場合に支給される制度です。この場合、厚生年金など他の公的年金に加入した期間も含め最近の一年以上保険料を納めていなければなりません。

母子年金

国民年金に加入中の妻が夫を亡くして十八歳未満の子供がいるとき

に支給されます。この場合、妻が最近の一年以上保険料を納付していることが必要です。母子年金には「母子加算」(年額十八万円)が上積みされますが、本人が退職年金、老齢年金、障害年金を受給しているときは支給されません。

準母子年金

国民年金に加入中の祖母や姉が父、男の子を亡くし、十八歳未

老齢ど改



8

満の孫や弟、妹をかかえて母子家庭と類似した状態になったときに支給されます。この場合も、最近の一年以上保険料を納めていることが必要です。

遺児年金

国民年金加入中の父か母を亡くし、父母ともいなくなり、十八歳未満の子供だけが残されたときに支給されます。この場合、亡くなった父または母が、厚生年金など他の公的年金の加入期間も含め、最近の一年以上国民年金保険料を納付していなければなりません。

寡婦年金

死亡した夫が老齢年金を受けるこ

とができる条件を満たしているとき、六十歳から六十五歳になるまでのあいだの妻に支給されます。ただし、死亡した夫と十年以上の婚姻期間があること。夫が老齢年金や障害年金を受けていなかったことなどの要件があります。

死亡一時金

保険料を三年が、年金を受給せずに死亡した場合、いっしょに暮らしていた遺族に支給されます。受けられる遺族とその順位は①配偶者②子③父母④孫⑤祖父父母または兄弟姉妹となっています。また一時金の額は三年以上二十年未満の場合は二万三千元(二十年以上は二万八千元から五万二千元)。

年金の支給停止

国民年金があっても、次のような場合に支給されなくなることがあります。

- ①国民年金の二つ以上の年金の受給資格ができた場合、本人の希望でどれか一つの年金を受給することになります。
- ②労働基準法の障害補償など災害補償を受けられる場合、国民年金は六年間受けられません。
- ③母子年金の受給者が遺族年金を受けられる場合は、母子年金の額の五分の二が支給停止となります。

以上、国民年金の仕組みについて説明しましたが、より詳細については役場の国民年金の係にお問い合わせください。

国民年金改正の主な項目

項目	改正前	改正後	実施時期	
年金	高齢者 5年年金	292,400円 (月24,366円)	304,300円 (月25,358円)	57年8月
	10年年金	343,500円 (月28,625円)	357,500円 (月29,791円)	
	一般(25年年金)	543,300円 (月45,275円)	565,500円 (月47,125円)	
	障害年金	1級障害 675,900円 (月56,325円) 2級障害 540,700円 (月45,058円)	703,500円 (月58,625円) 562,800円 (月46,900円)	
額	母子年金	母子加算有 720,700円 (月60,058円) 母子加算無 540,700円 (月45,058円)	742,800円 (月61,900円) 562,800円 (月46,900円)	
	遺児年金	540,700円 (月45,058円)	562,800円 (月46,900円)	
保険料	定額	57年4月から 5,220円 58年4月から 5,830円		
	付加保険料		月 400円	

福祉年金

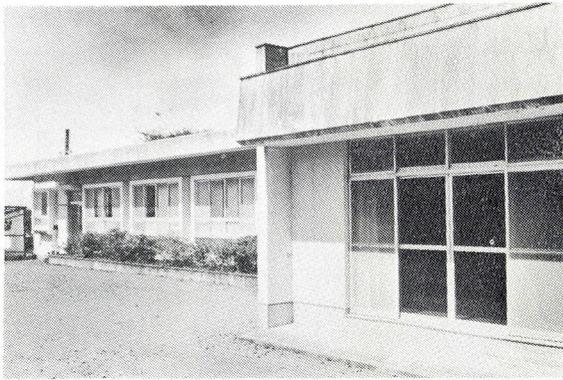
項目	改正前の年金額	改正後の年金額	実施時期
老齢福祉年金1級	288,000円 (月24,000円)	301,200円 (月25,100円)	57年9月
障害福祉年金1級	432,000円 (月36,000円)	452,400円 (月37,700円)	
障害福祉年金2級	288,000円 (月24,000円)	301,200円 (月25,100円)	
母子福祉年金	374,400円 (月31,200円)	392,400円 (月32,700円)	
本人所得制限額の引き上げ	老齢(扶養親族0人) 1,086,000円	老齢(扶養親族0人) 1,168,000円	57年8月
	障害( ) 1,660,000円	障害( ) 1,780,000円	
公的年金との併給限度額	480,000円	505,000円	57年9月

# 「もっと利用して」

## 妊産婦のための助産施設

健康センター  
母子センター

本町の昭和に建設された「母子健康センター」は、このところ利用者が目立って少なくなりました。住民サービスの一環として本町に誘致した助産施設だけに、みなさんの積極的な利用が待たれます。同センターは阿蘇南部六か町村の共同出資で、昭和四十九年五月に開設、乳児検診や育児相談など母子保健指導のほか、嘱託助産婦を常駐させ、助産・入院施設として業務を続けています。しかし、



利用が望まれる母子健康センター

発足当初年間二百人以上いた入院妊婦も、五十四年の百五十一人を境に減少傾向を示し、五十五年は百六人、五十六年には八十六人、そして、ことは九月末日現在でわずか二十人という状態になっています。

現在、同施設はベット数六、常勤助産婦(嘱託)二人、配せん、庶務の職員三人で、入所期間は一週間。完全看護、妊婦の食事付きで分べん費用とも一週間七万二千八百円。生活保護世帯は無料、また非課税世帯の場合、は県から補助が出るため、

おたずねください。

## 「信仰風土記」を自費出版

横町の本田さん

高森横町にお住まいの本田秀行さん(八色)は、郷土の信仰と神詞仏堂をつぶさにまとめた「信仰風土

記」Ⅱ写真Ⅱをこのほど自費出版されました。#高森町の信仰史#ともいうべきもので、各地区に伝わるさまざまな信仰形態や神詞仏堂分布などが、わかりやすく書かれています。B6判、二百二十五ページ。

## 信仰風土記

高森町本田秀行

本田秀行

本田さんは、芹口馬場のご出身で、熊本県第一師範学校、日本大学宗教科専門部を卒業されたのち、東京を中心に教育関係でご活躍になり、昭和四十五年に帰郷。その後は余生の楽しみとして郷土史の研究にあたられています。

# 10月11日から全国防犯運動

全国防犯運動が十月十一日から二十日までの十日間、全国いっせいに展開されます。今回の運動の重点は、①侵入盗の防止②少年非行の防止の二つ。

高森警察署がまとめた、今年一月から八月までに町内で発生した「あき巢」など侵入盗犯の被害発生は三十一件で、前年同期(六十

ほど)が一万二千円から二万八千四百円の低額で利用されています。同センターでは妊産婦のみならず、安心して出産できるようなような業務も行っていますので、お気軽にご利用いただきたいと思ひます。

〔定期検診〕血圧測定、尿の検査、腹部の診察など。初診料五百円、再診料三百円。病院で出産される方も利用できます。検診相談は午前九時から午後三時まで。

〔安産教室〕毎月第二水曜日午後一時から三時まで。楽なお産をするための知識とトレーニングの仕方をビデオで説明します。

〔保健相談〕乳幼児の一般相談、家族計画相談など。  
◎ご利用になりたい方は、母子健康センター(☎②1219)に

四件)に比べ三十三件の減少をみています。しかし、少年による窃盗は昨年の四人から今年は十人と増加。また、少年の飲酒、喫煙、深夜はいかないなど不良行為も増え、昨年の二十九人から今年は二倍近い五十三人が補導されています。

こうしたことから、高森警察署では期間中のパトロールを強化して盗犯防止、少年非行の防止に努め、

めるほか、町民の防犯意識を高めるため、住宅団地を対象に民警合同の防犯診断や防犯懇談会などを行い、秋の運動を盛り上げていきます。

心の油断が、被害に結びつきます。みなさんも次の事項に十分注意されて防犯にご協力ください。

△侵入盗犯被害防止のために▽  
○ちよつと留守するときでも、必ず戸締まりをする習慣をつける。

○夜やすむときは必ず戸締まりをすること。  
○怪しいと思ったら、ためらわず一〇番すること。  
△少年の非行防止のために▽  
○家庭では、親子の話し合いの場をもち、子供の話しに耳を傾けましょう。

○子供の非行は親の恥と考えず、まわりの人に相談したり、警察の少年相談を利用しましょう。  
○子供たちを非行から守る地域ぐるみの運動に参加しましょう。